

杵築市小・中学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和6年4月1日
杵築市教育委員会

第1 総則

1 趣旨

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条第1項に規定する指針及び「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」（昭和32年大分県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条の2の5第4項の規定に基づき、杵築市立学校職員の在校等時間の上限等に関する方針を定める。

2 対象者

本方針は、杵築市立学校に勤務する教育職員（規則第10条の2の2第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）を対象とする。

なお、本方針の対象とならない職員については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める時間外労働の規制が適用される。

【杵築市に勤務する教育職員】

校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師

第2 業務を行う時間の上限並びに教育委員会及び学校の管理職の責務等

1 業務を行う時間の上限

(1) 本方針における「在校等時間」の考え方（規則第10条の2の5第1項）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①を加え、②、③を除いた時間を在校等時間とする。

＜基本とする時間＞

○在校している時間

＜加える時間＞

①校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

＜除く時間＞

②勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）

③休憩時間

(2) 上限時間の原則（規則第 10 条の 2 の 5 第 1 項）

杵築市教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- ① 1 箇月の時間外在校等時間 45 時間以内
- ② 1 年間の時間外在校等時間 360 時間以内

※ 時間外在校等時間とは、在校等時間の総時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。以下同じ。

(3) 特例的な扱い（規則第 10 条の 2 の 5 第 2 項）

上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、時間外在校等時間を以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- ① 1 箇月の時間外在校等時間 100 時間未満
- ② 1 年間の時間外在校等時間 720 時間以内
- ③ 連続する複数月（2 箇月、3 箇月、4 箇月、5 箇月及び 6 箇月）のそれぞれの期間について、1 箇月の時間外在校等時間の平均 80 時間以内
- ④ 1 年のうち 1 箇月の時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6 箇月以内

※「臨時的な特別の事情」とは、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務をせざるを得ない場合とする。

具体的には、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれのある場合などが想定される。

2 教育委員会及び学校の管理職の責務

(1) 教育職員が在校している時間は、出退勤管理システムにより客観的に計測する。校外で職務に従事している時間も、教育職員の報告等によりできる限り客観的に計測する。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

(2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。

(3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。

イ 時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員が希望する場合等には、医師による面接指導を実施すること。

ロ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

ハ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することを含め、その取得を促進すること。

ニ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。

ホ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

- (4) 本方針を踏まえた杵築市における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。また、本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- (5) 市長と本方針について認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、市長の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。
- (6) 本方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図る。

3 留意事項

(1) 上限時間について

- ・本方針は、上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・本方針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものである。決して、これらの削減方策を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(2) 虚偽の記録等について

在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則である。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本方針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

第3 長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制

1 目的

教育職員に対する1年単位の変形労働時間制（給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法第32条の4の規定による1年単位の変形労働時間制をいう。）は、学校において学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定による夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）が存在し、教育職員の業務について、年間を通じた在校等時間の多寡が生じることが見込まれることを踏まえ、長期休業期間等において休日を集中して確保することで、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図ることを目的として導入されたものである。そのため、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用する。

2 長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制を適用する場合の上限時間並びに教育委員会及び学校の管理職の責務等

- (1) 本制度を適用する場合の教育職員の第2の1(2)項に掲げる上限時間の適用については、同項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」とする。
- (2) 本制度を適用するに当たっては、第2の1(2)項に掲げる上限時間の範囲内であることが前提であり、こうした本制度の趣旨を十分に留意した上で、適用しようとする期間の前年度において上限時間の範囲内であることなどの時間外在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする期間で上限時間の範囲内となることが見込まれる場合限り、本制度の適用を行う。
本制度の適用後も、対象期間において、上限時間の範囲内とする。
- (3) 対象期間において、本制度を適用する教育職員については、以下のとおりとする。
 - イ 出退勤管理システムによる記録等の客観的な方法等による在校時間の把握を行う。
 - ロ 部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とする。
 - ハ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間等で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行う。
 - ニ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これの理由として、担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員の業務を新たに付加することにより、在校等時間を増加させないようにする。
 - ホ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等に集中して設定する。
 - ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。
- (4) 本制度を適用するに当たっては、対象期間において、以下のとおりとする。
 - イ 部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図る。
 - ロ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行う。
 - ハ すべての教育職員の画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮する。
- (5) 本制度に関して本方針に定める事項を踏まえ講ずる措置等について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図る。

附則

この方針は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この方針は、令和6年4月1日から適用する。